

①申請書類の提出

食器類を購入する前に、次の書類を提出してください。

- ・ 交付申請書兼同意書（様式第1号）
- ・ 購入計画書（様式第2号）
- ・ 購入する市内産食器類の見積書の写し ※宛名は申請書の申請者と一致させる
- ・ 購入する市内産食器類の写真又はパンフレット
- ・ 補助金の振込先金融機関の口座名義が分かるもの（通帳の写し）
- ・ 愛知県知多保健所が発行する食品営業許可証の写し
- ・ その他市長が必要と認めるもの

②交付決定

提出書類、納税状況等を確認し、交付を決定します。

決定後、交付決定通知書により交付額を通知します。

※交付額は、初めて補助を受ける店舗は補助対象金額の2/3、
2回目以降の店舗は1/2(千円未満は切捨)で、上限は20万円とします。

③食器類の購入

④実績報告書の提出

購入後 14日以内に次の書類を提出してください。

- ・ 購入報告書（様式第6号）
- ・ 補助対象金額の支払を証する書類の写し
- ・ 購入した市内産食器類の写真
- ・ 購入した市内産食器類に料理等を盛り付けた写真
- ・ 常滑焼を使用していることや、作家・窯元の周知を行っていることがわかる写真及び市が定める標札を掲出していることが分かる写真
- ・ その他市長が必要と認める書類

※写真は、事例紹介等を目的に広報物に掲載する場合があります。

⑤交付額の確定

実績報告書に基づき補助額を決定し、確定通知書（様式第7号）により通知します。

⑥請求書の提出

確定通知書の受け取り後、速やかに請求書（様式第8号）を提出してください。

⑦補助金の交付。

<提出先> 常滑市役所 経済部 観光戦略課 開庁時間：8:30～17:15

〒479-8610 常滑市飛香台3-3-5 電話：0569-47-6116 F A X：0569-34-9784